

科研バックエンド問題研究会
「高レベル放射性廃棄物(HLW)処理・処分施設の社会的受容性に関する研究」
第9回TF研究会 議事録

日時：2018年6月13日（水）18:00～20:40

会場：早稲田大学早稲田キャンパス 19号館 713 会議室

記録：吉田朗

出席者(敬称略)：

研究会メンバー

松岡俊二（研究代表）	早稲田大学国際学術院（アジア太平洋研究科）・教授
松本礼史	日本大学生物資源科学部・教授
黒川哲志（途中参加）	早稲田大学社会科学総合学術院（社会科学研究科）・教授

研究協力者

竹内真司	日本大学文理学部・教授
井上 弦	神奈川県農業技術センター・技師

事務局

李 洸昊	早稲田大学アジア太平洋研究科・博士後期課程
吉田 朗	早稲田大学社会科学研究科・博士後期課程
CHOI Yunhee	早稲田大学アジア太平洋研究科・博士後期課程
野崎 悠	早稲田大学先進理工学研究科・修士課程

オブザーバー

前原無量	早稲田大学アジア太平洋研究科・修士課程
------	---------------------

報告1. 松岡「環境経済・政策学会 企画セッションについて(全体の概要と報告1)ーバックエンド問題における社会的受容性と可逆性: 国際的議論からー」

- ・企画セッション全体に関して
- ・企画セッション報告1の全体像について

討論

黒川: フランスの法制度において可逆性の議論はどこで登場するのか。

松岡: 1991年にバタイユ法で3つのオプションが示されており、その中に「可逆性のある、または可逆性のない地層処分」というオプションの一つとして登場している。この段階では、地層処分の修飾語的な感じで可逆性が用いられていたようだが、2006年法では可逆性をはっきりと言われるようになった。

黒川: 可逆性のある地層処分が決定されたのが2006年法なのか。

松岡: そうである。国民的討論を経て選択肢を絞り、可逆性のある地層処分が選択された。2006年法および2016年法においても可逆性が規定されている。政府の法律では一貫して地層処分である。バタイユ法では可逆性のない地層処分と可逆性のある地層処分が選択肢としてあったが、現在では可逆性のある地層処分が選択されている。

黒川: 周辺でいかなる議論があろうとも、法制度が存在する以上、可逆性のある地層処分がおこなわれるとの認識でよいのか。

松岡: 2016年法では可逆性のある地層処分としたが、トンネル・坑道の閉鎖はしないとしている。現在の想定では、工事開始から完了までは140年ほどが予想されており、140年後の将来世代が閉鎖をするかどうかは法律で決めることだとしている。もちろん140年後の将来世代が法律で決定をしないという選択もありうる。その場合

はさらに先の将来世代が法律で決めることになると考えられる。トンネルや坑道が物理的・技術的にどの程度の期間、維持可能なのかも議論のポイントになるのだろうが、フランスの議論では少なくとも数 100 年は維持可能と考えているようであった。

竹内: 一般的な方法では、埋めながら閉鎖をするが、フランスではその方法は選択していないと認識した。

松本: 報告のタイトルに関して、社会的受容性と可逆性はパラレルの関係とみているのだが、その理解でいいのか。

松岡: パラレルの関係かどうかは分からない。まだ着地点は見えない状態である。着地点をどこに置くのが良いのかは今後考えるべき点であるが、現時点では社会的受容性と可逆性は並列で置いている。

報告2. 黒川「社会的受容性と可逆性からみた最終処分法の問題点(報告 2)」

- ・ 報告 2 の全体像に関して
- ・ 先行研究の評価等に関して

討論

松岡: フランスと比較した場合、日本の状況は地域的受容性の欠如が原因と言えるのだろうか。そもそも、制度的受容性そのものが上手く社会的にデザインできてなく、実態として制度がワークしていないのではないのか。

黒川: 制度的受容性の定義の問題になるが、制度が存在する時点で制度的には社会的受容性があると認定されるのではないのか。

松岡: それも一つの定義だが、制度が実際にワークして、はじめて、制度的受容性が満たされたといえるのではないのか。地域的受容性の欠如のみでは、バックエンド問題が立地問題化してしまうのではないのか。現在の制度はオプションを示すことが出来ていない、これこそが問題ではないのか。地域的受容性の欠如は、結局、制度デザインがずれているところにあるのではないのか。

竹内: 地層処分に賛成の人々は、将来のリスク、特に戦争・災害等から地上保管は HLW を守ることが出来ないと主張し、地上保管に賛成の人々は目に見える状態であるから安全であると主張している。

松本: 最終処分法の制定時(2000 年)に、新聞報道を検索すると、地方で 13 件、国で 6 件あったが、中身にはほとんど触れられていない。また、今の地層処分政策では、そもそも候補地がでてきていないため、地域的受容性がないと結論づけるのはどうか。

松岡: 地域的受容性は欠如している。だが、制度デザインが不全である為、そこを変えなければいけないのではないかと考えている。制度そのものの再デザインが出発点ではないのか。今の状態で地域に押し付けても上手くいかない。実態的な制度論の観点からすると社会でワークしない制度は制度ではない。2000 年の最終処分法はその観点からするとワークしない、あるいはワークしていない制度である。制度的受容性があるのかをクエスチョンにしてほしい。

報告3. 松本「日本における高レベル放射性廃棄物の地層処分政策と社会的受容性(報告 3)」

- ・ 報告 3 の全体像に関して
- ・ 3+3 の表を用いた分析結果に関して

討論

松岡: 何をもって受容性が満たされたと判定するのか、そこが重要であろう。社会的に受容されるメルクマールがポイントであろう。もしかしたら、地域的受容性は制度的受容性と裏表なのかもしれない。そうすると、制度的受容性をもっとも重要ではないのか。そうした構造を報告 3 では明らかにするのがよいのではないのか。

竹内: 中間貯蔵 50 年の根拠であるが、技術的な理由で決められたと記憶しているが明言されているかどうかは記憶していない。

松本: 処分場が決まっていたとしても、50 年の中間貯蔵は必要だということなのであろう。ちなみに、中間貯蔵

はむつのことを示している。

松岡:むつの施設を視察の際、施設担当者が 50 年を強調していたのが印象的であった。

松本:最終処分場は受け入れられなくとも、中間貯蔵施設は受け入れられる可能性がある。

竹内:ガラス硬化体の中間貯蔵施設と使用済み燃料の保管施設は分けて表記すべきではないのか。

松岡:地域的受容性だけでは進まない、制度的受容性も絡ませないと進まない。その方向性で考えていただければ、全体のセッションの趣旨と合致する。

報告4. 竹内「日本の地層処分研究と技術的受容性(報告4)」

- ・報告4の全体像に関して
- ・分析のポイントに関して

討論

松岡:結論へのおとし方としては可逆性といったオプションも含めて、技術的受容性について論述してほしい。とりわけ問題となるのは、深い地層に処分する研究はしているが、他のオプションの研究が進んでいないことだ。研究のバランスを欠いていると感じる。地層処分ありきではなくて、様々なオプションが提示できるようにすることが大事である。

竹内:国際会議で、処分場も決まっていなのに深地層研究を進めているのは理解できないとの指摘が出ている。

黒川:アメリカでは地上保管はリスクが高いのでオプションにならないとの意見がある。

松岡:その結論は社会的リソースがどの程度あるのか、それ次第ではないのか。

黒川:それぞれのオプションにつき、リソースが膨大に出てきたとしても、地域が嫌がり、結局、現在と同じことが繰り返されるのではないのか、その懸念は残る。

松岡:全体の企画セッションの趣旨が政策・制度の問題点やデザインということで一本の線になるのであれば、制度の再設計問題を中心として考えたい。国際的議論としての可逆性の問題を、制度的受容性、社会的受容性、技術的受容性で分析する。この企画セッションは論点の洗い出しをすることに意義がある。次の段階としてバックペーパー(BP)の作成がある。BPの中間のチェックポイントを7月13日(金)とし、各BPのドラフトをサーキュレートするようにしてほしい。また、7月25日(水)の公開研究会の際に、BPの最終確認をメンバー間で行い、7月26日(木)中にBPを大会HPに登録して頂きたい。なお〆切は、7月27日(金)12:00である。

今後の研究会日程について

2018 年

7月13日(金):企画セッション報告論文(BP)の中間チェックポイント:ドラフトのサーキュレート

7月25日(水)18:00~:科研第11回研究会、JAEA 幌延深地層研究センター副所長・大澤英昭「高レベル放射性廃棄物地層処分の社会的受容に向けた取り組みー欧州を例としてー」、早稲田大学19号館713会議室、終了後は懇親会も予定、(+BPの完成版のメンバーによる最終チェック)

7月26日(木):Seeps企画セッション報告論文(BP)を大会Web登録

7月27日(金)12:00:Seeps企画セッション報告論文(BP)〆切

9月8日(土)・9日(日):環境経済政策学会・全国大会(@上智大学)

2019 年

2月1日(金)-15(金):第2回欧州バックエンド問題調査(フランス・イギリス)

以上